

1 特別職報酬等審議会について

1) 審議会の概要および目的

特別職報酬等審議会は市長の諮問に応じて議員や行政委員会の委員、市長などの特別職の報酬等の額について審議を行うため設置されるものです。

特別職の報酬等については、職務の性格および責任の度合いに対応したものであることや、一般職や国および他の地方公共団体における相応の特別職と比較して均衡を失しないものであること、物価や賃金等の社会経済情勢の変動に応じたものであることなど総合的に勘案して決定されるべきものでより一層の公平を期する必要があることから、審議会の意見を聴き、決定することとなっています。

○安来市特別職報酬等審議会条例（平成16年10月1日）

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、安来市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

（委員）

第3条 審議会は、委員8人をもって組織し、その委員は、安来市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、人事担当課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

2) 今回の開催目的

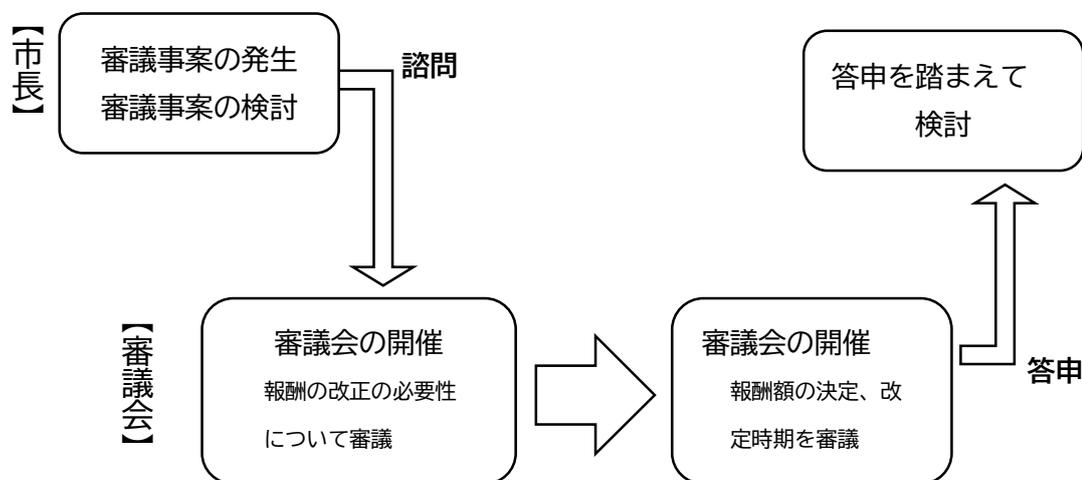
昨今、住民ニーズの複雑化・多様化といった時代の変化に伴い行政の役割は拡大しています。そんな中、議員をはじめとする行政の特別職の役割も、年々大きくなっています。それぞれが、己の職責を果たし、市政の政策形成に寄与するためにも、環境整備と幅広い人材の確保は重要課題です。

しかし、安来市においては特別職の報酬は平成16年の合併以来据え置かれています。市政の状況や近隣自治体の状況等から、安来市議会議員並びに市長、副市長、教育長の報酬の額について、現行の額が適正であるかを検討し改定の必要性や時期について審議を行います。

○検討における視点

1. 職務、職責に対する妥当性
身分、職務、職責に見合う報酬額か。職務、職責は増減しているか
2. 類似団体等の均衡
類似団体や近隣各市と比較して逸脱していないか
(給料月額のみならず、諸手当を含めた一任期総収入額で比較)
3. 社会経済情勢との均衡
経済情勢、景気の動向を踏まえて適切か
4. 市の財政状況
財政収支状況等が考慮されているか
5. 一般職員の給与改定状況
身分や職責が異なるため、一般職と連動するものではないが考慮が必要

3) 審議会の流れ



4) スケジュール

- 1月29日 第1回審議会
- 2月下旬 第2回審議会 追加資料配布および意見交換
- 3月下旬 第3回審議会 方向性の決定
- 4月下旬 第4回審議会 答申案の確認

* 審議会での協議の状況により開催回数および時期は変更となります。

5) 委員紹介

No	選出団体	
1	安来市商工会議所	秦 友宏
2	安来市商工会議所	渡部 記子
3	安来市商工会	荒銀 純治
4	安来市商工会	佐藤 雅子
5	安来市労働組合協議会	松田 英樹
6	安来市労働組合協議会	畠中 迪子
7	学識経験者	赤坂 一念
8	学識経験者	伊藤 徹

※順不同、敬称略

【会長】

【会長職務代理者】
